

障害者雇用のようす

—平成30年6月1日現在の障害者雇用状況報告から—

令和元年5月

宮城労働局職業安定部職業対策課

はじめに

本書は、平成30年6月1日現在における民間企業・地方公共団体等の障害者の雇用状況及び平成30年度における県内の公共職業安定所における障害者の職業紹介状況を取りまとめたものです。

障害者の雇用促進のための資料として広く御活用いただければ幸いです。

令和元年5月

目 次

I	平成 30 年 6 月 1 日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要	1
II	障害者雇用状況報告集計結果表	
第 1 表	民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）	5
第 2 表	地方公共団体における障害者の雇用状況	6
第 3 表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）	8
第 4 表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）	9
第 5 表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）	11
第 6 表	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	12
グラフ	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	13
III	障害者の職業紹介状況の概要	15
IV	障害者職業紹介業務取扱状況表	
第 7 表	障害者職業紹介業務取扱状況	16
第 8 表	障害者職業紹介業務取扱状況（安定所別就職件数）	17
第 9 表	産業別・職業別・規模別就職状況	18
第 10 表	身体障害者の障害部位別就職状況	18

I 平成30年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要

－身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について－

今回取りまとめた身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により、宮城県に本社を有し常用雇用労働者45.5人以上の民間企業（独立行政法人は40.0人以上）と、常用雇用する職員が40.0人以上（一定の教育委員会は42.0人以上）の地方公共団体から、平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況報告を受け、これを集計したものである。

障害者雇用状況報告は、企業の本社所在地の都道府県を単位に集計しており、県内に本社を置かない事業所や、常用労働者数が45.5人未満の企業における障害者の雇用状況は明らかでないことから、本県全体の障害者の雇用状況を全て反映した内容とはなっていないことに留意する必要がある。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されている。（詳細は4ページ参照）

1 民間企業における雇用状況

（1）一般の民間企業

① 雇用されている障害者数及び実雇用率

報告対象企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）で雇用されている障害者数は5,844.5人で前年より487.0人増加し9年連続で過去最高となった。

実雇用率は2.05%と前年比0.11ポイント上回り7年連続で過去最高となった。

企業規模別の実雇用率は、昨年と比較すると、45.5～100人未満規模企業（1.95%）、300～500人未満（2.15%）、500～1,000人未満規模企業（1.98%）、1,000人以上規模企業（2.25%）は昨年を上回り、100～300人未満（1.90%）については昨を下回った。

（第1表（1）、第3表）

産業別の実雇用率では、「生活関連サービス業・娯楽業」（4.43%）、「医療・福祉業」（2.51%）、「農業・林業・採石業」（2.12%）、「サービス業等」（2.11%）は法定雇用率を上回っている。

（第4表）

② 法定雇用率達成企業の割合

法定雇用率達成企業の割合は、49.2%と前年比 4.0 ポイント下回った。

企業規模別では、45.5～100 人未満が 46.5%、100～300 人未満が 54.7%、300～500 人未満が 43.3%、500～1,000 人未満が 40.4%、1,000 人以上が 50.0%であった。(第 1 表(1)、第 3 表)

③ 障害種別の雇用状況

雇用されている障害者の数は、身体障害者が 3,791.5 人、知的障害者が 1,381.0 人、精神障害者が 672.0 人であった。(第 3 表、第 4 表)

④ 障害者雇用状況表に基づく宮城県内実雇用率上位 10 社の状況

宮城県に本社を置く企業のうち、障害者雇用が進んでいる(実雇用率が高い)企業上位 10 社は次のとおり。

企業名	業種	所在地	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	実雇用率(%)
ほっとファーム(株)	障害者福祉事業	仙台市青葉区	49.0	114.29
(株)MAYURA	障害者福祉事業	仙台市青葉区	50.0	97.00
(株)新陽ランドリー	クリーニング業	仙台市泉区	67.0	89.55
Green-Room(株)	整骨院およびマッサージ治療院	仙台市青葉区	52.0	33.65
白石クリーニング協同組合	クリーニング業	白石市	54.0	33.33
(有)ニューホワイトクリーニング	クリーニング業	白石市	52.5	31.43
(株)オートランドリータカノ	クリーニング業	仙台市太白区	307.5	30.57
(株)フジ・スタイリング	紳士服縫製加工業	仙台市泉区	108.0	21.30
東邦メッキ(株)	電気メッキ塗装業	柴田郡村田町	58.5	20.51
(社福)共生福祉会	障害者福祉事業	仙台市太白区	214.5	16.32

(2) 地方独立行政法人

2.5%の法定雇用率が適用される独立行政法人(40.0人以上規模の法人)における障害者の実雇用率は1.65%であった。(第 1 表(2))

2 地方公共団体における雇用状況

(1) 県及び市町村の機関

2.5%の法定雇用率が適用される県の機関（40.0人以上規模の機関）における障害者の実雇用率は2.73%であり前年比0.01ポイント下回り、市町村の機関（40.0人以上規模の機関）については2.26%と、前年比0.06ポイント上回った。

県及び市町村の58機関のうち、法定雇用率に達成していない機関は21機関となっている。

色麻町教育委員会は11月1日付、角田市は10月1日付で達成。

(第2表(1)(3))

(2) 県等の教育委員会の機関

2.4%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会の機関（42.0人以上規模の機関）における実雇用率は2.39%であり、前年比0.24ポイント上回った。

対象となる3機関のうち、法定雇用率に達していない機関は1機関となっている。

(第2表(2)(3))

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | | | | | | |
|---------------|--|---------|----------------|-------|-------|---|-------|
| ○ 民間企業 | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">一般の民間企業</td> <td style="padding-right: 10px;">(45.5人以上規模の企業)</td> <td style="text-align: right;">2. 2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">特殊法人等</td> <td style="padding-right: 10px;">[労働者数40人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等]</td> <td style="text-align: right;">2. 5%</td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | (45.5人以上規模の企業) | 2. 2% | 特殊法人等 | [労働者数40人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等] | 2. 5% |
| 一般の民間企業 | (45.5人以上規模の企業) | 2. 2% | | | | | |
| 特殊法人等 | [労働者数40人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等] | 2. 5% | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | <p>..... 2. 5%</p> <p>(40人以上規模の機関)</p> | | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | <p>..... 2. 4%</p> <p>(42人以上規模の機関)</p> | | | | | | |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること。

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

Ⅱ 障害者雇用状況報告集計結果表

第1表 民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）

（1）一般の民間企業（法定雇用率2.2%適用）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③ 障害者の数								④ 実雇用率 H÷②×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (人)	E. 小計 A×2+B+C+D×0.5 (人)	F. 精神障害者である短時間労働者 (人)	G. Eのうち、(注4)に該当する労働者 (人)	H. 計 E+(F-G)×0.5+G (人)		
宮城計	1,525 (1,396)	285,714.0 (276,310.0)	1,192 (1,158)	161 (131)	2,905 (2,642)	391 (334)	5,645.5 (5,256.0)	241 (203)	157 (—)	5,844.5 (5,357.5)	2.05 (1.94)	49.2 (53.2)
45.5～	761	49,893.0	176	40	440	120	892.0	93	67	972.0	1.95	46.5
100人未満	(641)	(44,458.5)	(159)	(26)	(399)	(80)	(783.0)	(66)	(—)	(816.0)	(1.84)	(49.6)
100～	569	87,771.0	326	53	853	125	1,620.5	67	33	1,670.5	1.90	54.7
300人未満	(564)	(87,363.0)	(339)	(52)	(836)	(124)	(1,628.0)	(76)	(—)	(1,666.0)	(1.91)	(57.6)
300～	104	35,519.0	172	17	359	49	744.5	23	17	764.5	2.15	43.3
500人未満	(106)	(37,264.0)	(160)	(17)	(279)	(48)	(640.0)	(22)	(—)	(651.0)	(1.75)	(48.1)
500～	57	34,422.5	148	13	351	19	669.5	15	10	682.0	1.98	40.4
1,000人未満	(56)	(36,098.0)	(148)	(14)	(380)	(27)	(703.5)	(16)	(—)	(711.5)	(1.97)	(53.6)
1,000人以上	34 (29)	78,108.5 (71,126.5)	370 (352)	38 (22)	902 (748)	78 (55)	1,719.0 (1,501.5)	43 (23)	30 (—)	1,755.5 (1,513.0)	2.25 (2.13)	50.0 (62.1)
全国計	100,586 (91,024)	26,104,834.5 (25,204,720.0)	117,892 (112,860)	16,026 (14,842)	249,458 (231,187)	33,629 (30,841)	518,082.5 (487,169.5)	20,527 (17,251)	12,847 (—)	534,769.5 (495,795.0)	2.05 (1.97)	45.9 (50.0)
45.5～	49,370	3,275,003.0	9,985	2,864	25,073	6,375	51,094.5	4,732	2,933	54,927.0	1.68	44.1
100人未満	(40,842)	(2,850,910.0)	(8,717)	(2,466)	(21,274)	(5,152)	(43,750.0)	(3,879)	(—)	(45,689.5)	(1.60)	(46.5)
100～	36,173	5,582,387.5	21,207	4,496	50,571	8,959	101,960.5	5,505	3,617	106,521.5	1.91	50.1
300人未満	(35,359)	(5,463,540.5)	(20,523)	(4,202)	(47,247)	(8,508)	(96,749.0)	(4,558)	(—)	(99,028.0)	(1.81)	(54.1)
300～	6,965	2,469,779.5	10,226	1,538	22,105	3,041	45,615.5	1,576	947	46,877.0	1.90	40.1
500人未満	(6,881)	(2,437,935.5)	(9,867)	(1,499)	(21,096)	(2,933)	(43,795.5)	(1,373)	(—)	(44,482.0)	(1.82)	(45.8)
500～	4,720	3,036,954.5	13,852	1,792	29,252	3,567	60,531.5	2,286	1,467	62,408.0	2.05	40.1
1,000人未満	(4,639)	(2,988,052.5)	(13,615)	(1,676)	(27,385)	(3,343)	(57,962.5)	(1,899)	(—)	(58,912.0)	(1.97)	(48.6)
1,000人以上	3,358 (3,303)	11,740,710.0 (11,464,281.5)	62,622 (60,138)	5,336 (4,999)	122,457 (114,185)	11,687 (10,905)	258,880.5 (244,912.5)	6,428 (5,542)	3,883 (—)	264,036.0 (247,683.5)	2.25 (2.16)	47.8 (62.0)

（2）地方独立行政法人（法定雇用率2.5%適用）

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③ 障害者の数								④ 実雇用率 H÷②×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (人)	E. 小計 A×2+B+C+D×0.5 (人)	F. 精神障害者である短時間労働者 (人)	G. Eのうち、(注4)に該当する労働者 (人)	H. 計 E+(F-G)×0.5+G (人)		
宮城県	4 (4)	1,331.5 (1,316.5)	4 (4)	0 (0)	14 (13)	0 (0)	22.0 (21.0)	0 (0)	0 (—)	22.0 (21.0)	1.65 (1.60)	25.0 (50.0)
全国	348 (337)	432,729.0 (429,408.5)	2,705 (2,562)	166 (164)	5,227 (4,805)	157 (143)	10,881.5 (10,164.5)	152 (121)	105 (—)	11,010.0 (10,225.0)	2.54 (2.38)	69.0 (76.6)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D、F、G欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- G欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 - 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
 - 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の（ ）内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、企業規模45.5～100人未満の下段（ ）内は50～100人未満の数値である。

第2表 地方公共団体における障害者の雇用状況

(1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数								④ 実雇用率 H÷①×100 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 小計 A×2+B+C+D×0.5 (人)	F. 精神障害者である短時間勤務職員 (人)	G. Fのうち、(注5)に該当する職員 (人)	H. 計 E+(F-G)×0.5+G (人)	
県の機関	4 (4)	6,165.0 (6,208.0)	56 (53)	7 (10)	41 (44)	13 (15)	166.5 (167.5)	4 (5)	0 (—)	168.5 (170.0)	2.73 (2.74)
市町村の機関	54 (49)	25,389.5 (24,872.0)	139 (137)	14 (13)	272 (252)	12 (11)	570.0 (544.5)	4 (4)	3 (—)	573.5 (546.5)	2.26 (2.20)
合計	58 (53)	31,554.5 (31,080.0)	195 (190)	21 (23)	313 (296)	25 (26)	736.5 (712.0)	8 (9)	3 (—)	742.0 (716.5)	2.35 (2.31)

(2) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数								④ 実雇用率 H÷①×100 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 小計 A×2+B+C+D×0.5 (人)	F. 精神障害者である短時間勤務職員 (人)	G. Fのうち、(注5)に該当する職員 (人)	H. 計 E+(F-G)×0.5+G (人)	
教育委員会	3 (3)	16,205.0 (16,243.0)	88 (80)	2 (3)	205 (183)	3 (4)	384.5 (348.0)	2 (2)	2 (—)	386.5 (349.0)	2.39 (2.15)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D、F、G欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- G欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 - 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
 - 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の（ ）内は平成29年6月1日現在の数値である。

(3) 地方公共団体の各機関の状況

	機関名	① 職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
	2.5%適用機関計	31,554.5	742.0	2.35	85.5	
1	宮城県知事部局	5,407.5	145.0	2.68	0.0	
2	宮城県企業局	76.0	3.0	3.95	0.0	
3	宮城県議会事務局	45.0	3.0	6.67	0.0	
4	宮城県警察本部	636.5	17.5	2.75	0.0	
5	仙台市	7,566.5	217.5	2.87	0.0	特例認定あり(注4①)
6	名取市	468.0	12.0	2.56	0.0	
7	名取市教育委員会	126.0	3.0	2.38	0.0	
8	岩沼市	356.0	8.0	2.25	0.0	
9	岩沼市教育委員会	70.0	1.0	1.43	0.0	
10	亶理町	416.0	6.0	1.44	4.0	特例認定あり(注4②)
11	山元町	241.5	0.5	0.21	5.5	特例認定あり(注4③)
12	富谷市	439.5	10.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4④)
13	大和町	186.5	6.0	3.22	0.0	
14	大衡村	75.0	1.0	1.33	0.0	
15	石巻市	1,712.5	43.5	2.54	0.0	
16	東松島市	502.5	8.0	1.59	4.0	
17	東松島市教育委員会	81.5	1.0	1.23	1.0	
18	女川町	193.0	5.0	2.59	0.0	
19	塩竈市	959.5	25.0	2.61	0.0	特例認定あり(注4⑤)
20	多賀城市	424.5	10.0	2.36	0.0	
21	多賀城市教育委員会	57.0	1.0	1.75	0.0	
22	松島町	213.5	2.0	0.94	3.0	
23	七ヶ浜町	153.0	2.0	1.31	1.0	
24	利府町	201.0	5.0	2.49	0.0	
25	利府町教育委員会	85.0	1.0	1.18	1.0	
26	大郷町	82.5	3.0	3.64	0.0	
27	大崎市	2,199.5	47.0	2.14	7.0	特例認定あり(注4⑥)
28	色麻町	111.0	1.0	0.90	1.0	
29	色麻町教育委員会	49.0	0.0	0.00	1.0	注5①
30	加美町	397.5	6.0	1.51	3.0	特例認定あり(注4⑦)
31	涌谷町	337.5	4.0	1.19	4.0	
32	涌谷町教育委員会	66.0	1.0	1.52	0.0	
33	美里町	188.0	4.0	2.13	0.0	
34	美里町教育委員会	116.0	3.0	2.59	0.0	
35	角田市	333.0	7.5	2.25	0.5	特例認定あり(注4⑧)注5②
36	大河原町	185.0	3.0	1.62	1.0	
37	村田町	167.0	2.0	1.20	2.0	特例認定あり(注4⑨)
38	柴田町	305.0	6.0	1.97	1.0	特例認定あり(注4⑩)
39	川崎町	148.0	4.0	2.70	0.0	特例認定あり(注4⑪)
40	丸森町	171.5	4.0	2.33	0.0	
41	白石市	386.0	9.0	2.33	0.0	特例認定あり(注4⑫)
42	蔵王町	217.0	2.0	0.92	3.0	特例認定あり(注4⑬)
43	七ヶ宿町	69.0	1.0	1.45	0.0	特例認定あり(注4⑭)
44	栗原市	1,250.0	11.0	0.88	20.0	特例認定あり(注4⑮)
45	栗原市病院事業	324.5	15.0	4.62	0.0	
46	登米市	708.5	18.5	2.61	0.0	
47	登米市病院事業	333.0	5.0	1.50	3.0	
48	登米市教育委員会	163.5	4.5	2.75	0.0	
49	気仙沼市	1,180.0	22.0	1.86	7.0	特例認定あり(注4⑯)
50	気仙沼市ガス事業及び水道事業	68.5	1.0	1.46	0.0	
51	南三陸町	310.0	2.0	0.65	5.0	
52	南三陸町教育委員会	40.0	1.0	2.50	0.0	
53	石巻地区広域行政事務組合	50.0	2.0	4.00	0.0	
54	大崎地域広域行政事務組合	131.0	4.0	3.05	0.0	
55	加美郡保健医療福祉行政事務組合	169.0	4.0	2.37	0.0	
56	仙南地域広域行政事務組合	72.5	2.0	2.76	0.0	
57	公立刈田総合病院	206.0	4.0	1.94	1.0	
58	みやぎ県南中核病院企業団	326.5	1.5	0.46	6.5	
	2.4%適用機関計	16,205.0	386.5	2.39	9.0	
1	宮城県教育委員会	10,787.0	249.0	2.31	9.0	
2	仙台市教育委員会	4,949.5	123.0	2.49	0.0	
3	石巻市教育委員会	468.5	14.5	3.09	0.0	

注1 ①欄の「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者(短時間勤務者以外の身体障害者数及び知的障害者)については、法律上1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方機関A(例:首長部局)及び関係の深い地方機関B(例:教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。

① 仙台市は平成20年5月に仙台市水道事業、仙台市交通事業、仙台市ガス事業、仙台市病院事業と特例認定を受けている。

② 亶理町は平成18年9月に亶理町教育委員会と特例認定を受けている。

③ 山元町は平成30年5月に山元町教育委員会と特例認定を受けている。

④ 富谷市は平成26年1月に富谷市教育委員会と特例認定を受けている。

⑤ 塩竈市は平成15年6月に塩竈市教育委員会と特例認定を受けている。

⑥ 大崎市は平成18年11月に大崎市教育委員会、大崎市水道事業及び大崎市病院事業と特例認定を受けている。

⑦ 加美町は平成20年10月に加美町教育委員会と特例認定を受けている。

⑧ 角田市は平成25年1月に角田市教育委員会と特例認定を受けている。

⑨ 村田町は平成25年11月に村田町教育委員会と特例認定を受けている。

⑩ 柴田町は平成25年9月に柴田町教育委員会と特例認定を受けている。

⑪ 川崎町は平成14年12月に川崎町教育委員会と特例認定を受けている。

⑫ 白石市は平成25年12月に白石市教育委員会と特例認定を受けている。

⑬ 蔵王町は平成29年8月に蔵王町教育委員会と特例認定を受けている。

⑭ 七ヶ宿町は平成24年4月に七ヶ宿町教育委員会と特例認定を受けている。

⑮ 栗原市は平成22年3月に栗原市教育委員会と特例認定を受けている。

⑯ 気仙沼市は平成18年12月に気仙沼市教育委員会と特例認定を受けている。

注5

① 色麻町教育委員会は、11月1日現在において達成、不足数0.0人となっている。

② 角田市は、10月1日現在において達成、不足数0.0人となっている。

第3表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数					合 計 (①E+②E+③E) (人)	実 雇 用 率 (%)	法 定 雇 用 数 に 不 足 す る 障 害 者 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A×2+B+C+D×0.5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A×2+B+C+D×0.5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注4)に該当する障害者 (人)	E 計 (C+(F+G)×0.5+G) (人)				
合 計	1,525	305,195.0	285,714.0	1,017	123	1,546	177	3791.5	175	38	886	214	1,381.0	473	241	157	672.0	5,844.5	2.05	1,218.5	
45.5～ 100人未満	761	52,559.0	49,893.0	131	28	238	34	545.0	45	12	152	86	297.0	50	93	67	130.0	972.0	1.95	423.0	
100～ 300人未満	569	94,856.0	87,771.0	301	38	458	66	1,131.0	25	15	235	59	329.5	160	67	33	210.0	1,670.5	1.90	468.5	
300～ 500人未満	104	38,757.0	35,519.0	137	12	184	23	481.5	35	5	131	26	219.0	44	23	17	64.0	764.5	2.15	148.0	
500～ 1,000人未満	57	37,660.5	34,422.5	132	10	183	6	460.0	16	3	101	13	142.5	67	15	10	79.5	682.0	1.98	99.0	
1,000 人以上	34	81,362.5	78,108.5	316	35	483	48	1,174.0	54	3	267	30	393.0	152	43	30	188.5	1,755.5	2.25	80.0	
達 成	750	142,854.0	133,850.0	710	80	916	113	2472.5	147	34	685	174	1,100.0	294	188	123	449.5	4,022.0	3.01	0.0	
45.5～ 100人未満	354	24,667.5	23,379.5	131	28	232	23	533.5	45	12	147	79	288.5	50	91	65	128.0	950.0	4.06	0.0	
100～ 300人未満	311	50,146.0	45,600.0	274	24	323	53	921.5	22	12	179	44	257.0	108	51	24	145.5	1,324.0	2.90	0.0	
300～ 500人未満	45	16,346.0	14,869.0	74	9	99	16	264.0	34	4	110	20	192.0	21	11	6	29.5	485.5	3.27	0.0	
500～ 1,000人未満	23	14,836.5	14,042.5	68	5	77	2	219.0	11	3	60	11	90.5	31	10	9	40.5	350.0	2.49	0.0	
1,000 人以上	17	36,858.0	35,759.0	163	14	185	19	534.5	35	3	189	20	272.0	84	25	19	106.0	912.5	2.55	0.0	
未 達 成	775	162,341.0	152,064.0	307	43	630	64	1,319.0	28	4	201	40	281.0	179	53	34	222.5	1,822.5	1.20	1,218.5	
45.5～ 100人未満	407	27,891.5	26,513.5	0	0	6	11	11.5	0	0	5	7	8.5	0	2	2	2.0	22.0	0.08	423.0	
100～ 300人未満	258	44,710.0	42,171.0	27	14	135	13	209.5	3	3	56	15	72.5	52	16	9	64.5	346.5	0.82	468.5	
300～ 500人未満	59	22,411.0	20,650.0	63	3	85	7	217.5	1	1	21	6	27.0	23	12	11	34.5	279.0	1.35	148.0	
500～ 1,000人未満	34	22,824.0	20,380.0	64	5	106	4	241.0	5	0	41	2	52.0	36	5	1	39.0	332.0	1.63	99.0	
1,000 人以上	17	44,504.5	42,349.5	153	21	298	29	639.5	19	0	78	10	121.0	68	18	11	82.5	843.0	1.99	80.0	

(注)

- 1 規模別区分は、常用雇用労働者総数による。
- 2 算定基礎労働者数とは、常用雇用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 3 法定雇用数に不足する障害者数とは、個々の企業における法定雇用数に対し、雇用不足となっている数を累計したものである。

第4表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）

(1) 概要

産業別	項目	企業数	常用雇用労働者数	算定基礎労働者数	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数					合計 (①E+②E+③E)	実 雇 用 率 (%)	達 成 企 業 の 割 合 (%)
					A 重 度 身 体 障 害 者	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者	E 計 (A×2+B+C+D×0.5)	A 重 度 知 的 障 害 者	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者	E 計 (A×2+B+C+D×0.5)	C 精 神 障 害 者	F 短 時 間 精 神 障 害 者	G (注4)に該当する障害者	E 計 (C+F+G×0.5+G)				
01-02-05	農業・林業・採石業	8 (3)	762.0 (420.5)	708.0 (420.5)	2 (2)	0 (0)	8 (3)	0 (0)	12.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	15.0 (9.0)	2.12 (2.14)	75.0 (66.7)	
06-08	建設業	101 (87)	19,653.0 (18,555.0)	15,970.0 (15,046.0)	85 (79)	1 (0)	107 (96)	4 (5)	280.0 (256.5)	1 (0)	1 (0)	4 (4)	0 (0)	7.0 (4.0)	29 (16)	3 (0)	3 (-)	32.0 (16.0)	319.0 (276.5)	2.00 (1.84)	61.4 (58.6)	
09-32	製造業	320 (303)	56,529.0 (54,867.0)	56,238.0 (54,583.0)	221 (212)	10 (11)	339 (324)	15 (11)	798.5 (764.5)	27 (26)	3 (3)	190 (181)	16 (12)	255.0 (242.0)	77 (56)	22 (12)	12 (-)	94.0 (62.0)	1,147.5 (1,068.5)	2.04 (1.96)	56.3 (59.7)	
09-10	食料品・たばこ	98	13,230.5	13,230.5	40	3	65	10	153.0	5	2	94	14	113.0	23	17	10	36.5	302.5	2.29	62.2	
11	繊維工業	12	1,011.5	1,011.5	5	0	13	0	23.0	1	1	12	0	15.0	2	0	0	2.0	40.0	3.95	75.0	
12-13	木材・家具	11	1,038.0	1,036.0	1	1	5	0	8.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	8.0	0.77	36.4	
14-15	パルプ・紙・印刷	19	1,599.5	1,599.5	6	0	12	0	24.0	0	0	3	0	3.0	0	0	0	0.0	27.0	1.69	63.2	
16-18	化学・石油プラスチック	16	5,096.5	5,096.5	12	1	28	1	53.5	6	0	19	0	31.0	10	0	0	10.0	94.5	1.85	35.3	
21	窯業・土石	10	1,214.0	1,214.0	8	1	8	0	25.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	25.0	2.06	50.0	
22	鉄鋼	4	1,015.0	819.0	3	0	6	0	12.0	1	0	0	0	2.0	0	0	0	0.0	14.0	1.71	50.0	
23	非鉄金属	5	1,056.0	1,011.0	1	0	8	0	10.0	1	0	4	0	6.0	0	0	0	0.0	16.0	1.58	40.0	
24	金属製品	22	1,898.0	1,898.0	8	0	11	0	27.0	4	0	5	1	13.5	1	1	1	2.0	42.5	2.24	50.0	
29	電気機械	47	9,693.5	9,670.5	45	1	52	1	143.5	5	0	6	1	16.5	23	3	0	24.5	184.5	1.91	55.3	
25-27-30-31	その他の機械	43	15,068.0	15,043.0	78	1	100	3	258.5	1	0	38	0	40.0	11	0	0	11.0	309.5	2.06	55.8	
19-20-28-32	その他	33	4,608.5	4,608.5	14	2	31	0	61.0	3	0	9	0	15.0	7	1	1	8.0	84.0	1.82	54.5	
33-36	電気・ガス・水道業	6 (7)	14,511.0 (14,403.0)	14,510.0 (14,403.0)	65 (67)	3 (1)	148 (144)	2 (1)	282.0 (279.5)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (0.0)	4 (3)	0 (0)	0 (-)	4.0 (3.0)	290.0 (282.5)	2.00 (1.96)	0.0 (28.6)	
37-41	情報通信業	38 (40)	6,244.0 (6,080.5)	6,232.0 (6,069.5)	23 (23)	3 (3)	9 (13)	0 (0)	58.0 (62.0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (1)	3.0 (1.5)	7 (7)	0 (2)	0 (-)	7.0 (8.0)	68.0 (71.5)	1.09 (1.18)	23.7 (25.0)	
42-49	運輸・郵便業	121 (105)	20,650.0 (19,652.0)	15,854.0 (15,004.0)	45 (42)	3 (4)	118 (112)	11 (7)	216.5 (203.5)	2 (2)	0 (0)	44 (46)	0 (0)	48.0 (50.0)	24 (15)	5 (5)	4 (-)	28.5 (17.5)	293.0 (271.0)	1.85 (1.81)	45.5 (52.4)	
50-61	卸売・小売業	238 (229)	57,930.0 (57,739.0)	57,901.0 (57,723.0)	181 (187)	19 (17)	237 (240)	28 (25)	632.0 (643.5)	17 (17)	7 (4)	235 (209)	41 (44)	296.5 (269.0)	124 (103)	57 (52)	43 (-)	174.0 (129.0)	1,102.5 (1,041.5)	1.90 (1.80)	38.7 (46.3)	
62-67	金融・保険業	21 (20)	8,753.5 (8,434.0)	8,753.5 (8,434.0)	34 (33)	7 (7)	53 (59)	15 (18)	135.0 (140.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	13 (9)	1 (1)	0 (-)	13.5 (9.5)	149.0 (149.5)	1.70 (1.77)	33.3 (45.0)	
68-70	不動産・物品賃貸業	39 (38)	5,817.0 (5,605.0)	5,813.0 (5,604.0)	17 (13)	1 (3)	22 (22)	2 (1)	58.0 (51.5)	0 (1)	0 (0)	12 (11)	1 (0)	12.5 (13.0)	7 (6)	4 (6)	1 (-)	9.5 (9.0)	80.0 (73.5)	1.38 (1.31)	41.0 (39.5)	
71-74	学術研究 専門・技術サービス業	31 (29)	5,567.5 (5,375.5)	5,565.5 (5,373.5)	19 (22)	0 (1)	40 (31)	1 (0)	78.5 (76.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	16 (11)	1 (0)	1 (-)	17.0 (11.0)	96.5 (87.0)	1.73 (1.62)	38.7 (37.9)	
75-77	宿泊業・飲食サービス業	59 (53)	11,818.0 (10,754.5)	11,818.0 (10,754.5)	23 (20)	9 (8)	30 (31)	14 (16)	92.0 (87.0)	13 (12)	2 (3)	55 (62)	20 (16)	93.0 (97.0)	30 (25)	13 (9)	9 (-)	41.0 (29.5)	226.0 (213.5)	1.91 (1.99)	50.8 (47.2)	
78-80	生活関連サービス業 娯楽業	45 (43)	5,915.0 (6,377.5)	5,915.0 (6,377.5)	13 (17)	3 (2)	17 (14)	8 (9)	50.0 (54.5)	44 (49)	4 (2)	97 (105)	3 (6)	190.5 (208.0)	17 (14)	6 (12)	3 (-)	21.5 (20.0)	262.0 (282.5)	4.43 (4.43)	35.6 (41.9)	
81-82	教育・学習支援業	30 (26)	7,478.0 (6,948.0)	5,896.0 (5,581.0)	20 (23)	0 (0)	32 (26)	2 (2)	73.0 (73.0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)	5 (3)	0 (0)	0 (-)	5.0 (3.0)	82.0 (79.0)	1.39 (1.42)	16.7 (38.5)	
83-85	医療・福祉業	294 (259)	47,286.0 (44,758.5)	40,151.0 (37,779.5)	155 (142)	43 (28)	188 (171)	52 (40)	567.0 (503.0)	26 (24)	19 (18)	148 (126)	122 (87)	280.0 (235.5)	67 (46)	117 (96)	71 (-)	161.0 (94.0)	1,008.0 (832.5)	2.51 (2.20)	57.5 (63.3)	
86-87	複合サービス事業	18 (19)	4,818.5 (5,422.0)	4,816.5 (5,321.0)	22 (23)	2 (2)	27 (27)	0 (1)	73.0 (75.5)	1 (1)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	6.0 (7.0)	4 (2)	0 (0)	0 (-)	6.0 (2.0)	83.0 (84.5)	1.72 (1.59)	38.9 (36.8)	
88-96	サービス業等	156 (135)	31,462.5 (29,572.0)	29,572.5 (27,836.0)	92 (82)	19 (13)	171 (143)	23 (26)	385.5 (333.0)	42 (39)	2 (1)	86 (86)	11 (8)	177.5 (159.0)	49 (39)	12 (12)	10 (-)	60.0 (43.0)	623.0 (535.0)	2.11 (1.92)	53.8 (56.3)	
合計		1,525 (1,396)	305,195.0 (294,964.0)	285,714.0 (276,310.0)	1,017 (987)	123 (100)	1,546 (1,456)	177 (160)	3,791.5 (3,610.0)	175 (171)	38 (31)	886 (831)	214 (174)	1,381.0 (1,291.0)	473 (355)	241 (203)	157 (-)	672.0 (456.5)	5,844.5 (5,357.5)	2.05 (1.94)	49.2 (53.2)	

(注)下段の()は、平成29年6月1日現在の数値である

(2) 達成・未達成別

項目 産業別	企業数 (社)	常用雇用労働者数 (人)	算定基礎労働者数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合計 (①E+②E+③E) (人)	実雇用率 (%)
				A 重度身体障害者 (人)	B 短時間重度身体障害者 (人)	C 重度以外身体障害者 (人)	D 短時間重度以外身体障害者 (人)	E 計 (A×2+B+C+D×0.5) (人)	A 重度知的障害者 (人)	B 短時間重度知的障害者 (人)	C 重度以外知的障害者 (人)	D 短時間重度以外知的障害者 (人)	E 計 (A×2+B+C+D×0.5) (人)	C 精神障害者 (人)	F 短時間精神障害者 (人)	G (注4)に該当する障害者 (人)	E 計 (C+F+G)×0.5+G (人)		
達成企業計	750	142,854.0	133,650.0	710	80	916	113	2,472.5	147	34	685	174	1,100.0	294	188	123	449.5	4,022.0	3.01
01-02-05 農業・林業・採石業	6	614.5	561.5	2	0	8	0	12.0	0	0	3	0	3.0	0	0	0	0.0	15.0	2.67
06-08 建設業	62	9,271.0	7,566.0	61	0	61	1	183.5	1	0	3	0	5.0	15	0	0	15.0	203.5	2.69
09-32 製造業	180	32,228.5	32,031.5	182	7	245	11	621.5	19	3	145	13	192.5	43	15	10	55.5	869.5	2.71
33-36 電気・ガス・水道業	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.00
37-41 情報通信業	9	1,113.0	1,113.0	9	0	4	0	22.0	0	0	0	0	0.0	2	0	0	2.0	24.0	2.16
42-49 運輸・郵便業	55	9,068.0	6,681.0	34	3	82	9	157.5	2	0	29	0	33.0	17	4	4	21.0	211.5	3.17
50-61 卸売・小売業	92	27,812.5	27,800.5	131	12	138	13	418.5	14	7	179	21	224.5	74	30	20	99.0	742.0	2.67
62-67 金融・保険業	7	1,817.0	1,817.0	9	0	11	0	29.0	0	0	0	0	0.0	9	0	0	9.0	38.0	2.09
68-70 不動産・物品賃貸業	16	1,537.0	1,537.0	11	0	13	1	35.5	0	0	3	0	3.0	4	0	0	4.0	42.5	2.77
71-74 学術研究 専門・技術サービス業	12	2,737.0	2,737.0	12	0	29	1	53.5	0	0	0	0	0.0	15	1	1	16.0	69.5	2.54
75-77 宿泊業・飲食サービス業	30	5,089.0	5,089.0	20	5	23	13	74.5	2	0	26	16	38.0	12	11	7	21.0	133.5	2.62
78-80 生活関連サービス業 娯楽業	16	2,115.5	2,115.5	10	2	9	2	32.0	44	4	94	3	187.5	12	5	3	16.0	235.5	11.13
81-82 教育・学習支援業	5	1,014.0	733.0	3	0	7	1	13.5	0	0	3	0	3.0	1	0	0	1.0	17.5	2.39
83-85 医療・福祉業	169	25,806.5	22,670.5	129	32	142	43	453.5	24	18	118	113	240.5	54	113	71	146.0	840.0	3.71
86-87 複合サービス事業	7	2,253.5	2,253.5	14	2	11	0	41.0	0	0	4	0	4.0	4	0	0	4.0	49.0	2.17
88-96 サービス業等	84	20,377.0	18,944.0	83	17	133	18	325.0	41	2	78	8	166.0	32	9	7	40.0	531.0	2.80
未達成企業計	775	162,341.0	152,064.0	307	43	630	64	1,319.0	28	4	201	40	281.0	179	53	34	222.5	1,822.5	1.20
01-02-05 農業・林業・採石業	2	147.5	146.5	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.00
06-08 建設業	39	10,382.0	8,404.0	24	1	46	3	96.5	0	1	1	0	2.0	14	3	3	17.0	115.5	1.37
09-32 製造業	140	24,300.5	24,206.5	39	3	94	4	177.0	8	0	45	3	62.5	34	7	2	38.5	278.0	1.15
33-36 電気・ガス・水道業	6	14,511.0	14,510.0	65	3	148	2	282.0	2	0	0	0	4.0	4	0	0	4.0	290.0	2.00
37-41 情報通信業	29	5,131.0	5,119.0	14	3	5	0	36.0	0	0	3	0	3.0	5	0	0	5.0	44.0	0.86
42-49 運輸・郵便業	66	11,582.0	9,173.0	11	0	36	2	59.0	0	0	15	0	15.0	7	1	0	7.5	81.5	0.89
50-61 卸売・小売業	146	30,117.5	30,100.5	50	7	99	15	213.5	3	0	56	20	72.0	50	27	23	75.0	360.5	1.20
62-67 金融・保険業	14	6,936.5	6,936.5	25	7	42	15	106.5	0	0	0	0	0.0	4	1	0	4.5	111.0	1.60
68-70 不動産・物品賃貸業	23	4,280.0	4,276.0	6	1	9	1	22.5	0	0	9	1	9.5	3	4	1	5.5	37.5	0.88
71-74 学術研究 専門・技術サービス業	19	2,830.5	2,828.5	7	0	11	0	25.0	0	0	1	0	1.0	1	0	0	1.0	27.0	0.95
75-77 宿泊業・飲食サービス業	29	6,729.0	6,729.0	3	4	7	1	17.5	11	2	29	4	55.0	18	2	2	20.0	92.5	1.37
78-80 生活関連サービス業 娯楽業	29	3,799.5	3,799.5	3	1	8	6	18.0	0	0	3	0	3.0	5	1	0	5.5	26.5	0.70
81-82 教育・学習支援業	25	6,464.0	5,163.0	17	0	25	1	59.5	0	0	1	0	1.0	4	0	0	4.0	64.5	1.25
83-85 医療・福祉業	125	21,479.5	17,480.5	26	11	46	9	113.5	2	1	30	9	39.5	13	4	0	15.0	168.0	0.96
86-87 複合サービス事業	11	2,565.0	2,563.0	8	0	16	0	32.0	1	0	0	0	2.0	0	0	0	0.0	34.0	1.33
88-96 サービス業等	72	11,085.5	10,628.5	9	2	38	5	60.5	1	0	8	3	11.5	17	3	3	20.0	92.0	0.87

第5表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合 計 (①E + ②E + ③E) (人)	実 雇 用 率 (%)	達 成 企 業 数 (社)	不 足 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A×2 + B + C + D×0.5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A×2 + B + C + D×0.5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注4)に該当する障害者 (人)	E 計 (C + (F+G)×0.5 + G) (人)				
仙 台	934	211,731.5	196,930.5	693	84	1,025	131	2,560.5	103	22	577	153	881.5	348	186	131	506.5	3,948.5	2.01	405	889.0
大 和	46	17,201.5	16,790.5	83	2	86	3	255.5	3	5	44	6	58.0	23	7	6	29.5	343.0	2.04	20	39.0
石 巻	98	12,778.5	11,941.5	35	11	79	9	164.5	4	0	36	5	46.5	19	6	3	23.5	234.5	1.96	61	53.0
塩 釜	91	13,350.0	11,896.0	45	5	68	6	166.0	6	1	30	2	44.0	16	3	2	18.5	228.5	1.92	46	65.0
古 川	125	14,625.5	13,925.5	53	5	90	10	206.0	6	0	27	9	43.5	17	5	4	21.5	271.0	1.95	70	71.5
大河原	51	10,915.0	10,484.0	32	4	56	4	126.0	16	2	53	11	92.5	12	2	2	14.0	232.5	2.22	36	19.0
白 石	30	3,882.0	3,742.0	17	1	24	2	60.0	16	1	23	5	58.5	9	13	0	15.5	134.0	3.58	21	10.0
築 館	50	7,055.5	6,802.5	20	1	45	3	87.5	7	2	29	8	49.0	12	3	0	13.5	150.0	2.21	32	20.5
迫	46	7,491.5	7,294.5	19	7	39	7	87.5	13	3	32	14	68.0	11	10	3	17.5	173.0	2.37	27	26.0
気仙沼	54	6,164.0	5,907.0	20	3	34	2	78.0	1	2	35	1	39.5	6	6	6	12.0	129.5	2.19	32	25.5
合 計	1,525	305,195.0	285,714.0	1,017	123	1,546	177	3,791.5	175	38	886	214	1,381.0	473	241	157	672.0	5,844.5	2.05	750	1,218.5

第6表 一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数		⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)	⑧ 法定雇用に 不足する数 (人)
			(人)	うち重度 (実数) (人)				
2	703	167,080	2,227	450	1.33	361	51.4	873
3	762	177,764	2,404	484	1.35	388	50.9	901
4	839	188,883	2,606	541	1.38	394	47.0	934
5	859	193,636	2,708	578	1.40	408	47.5	903
6	878	197,256	2,818	633	1.43	414	47.2	944
7	882	198,834	2,774	641	1.40	401	45.5	949
8	880	199,633	2,852	679	1.43	435	49.4	940
9	984	207,827	3,021	710	1.45	451	45.8	1,013
10	969	207,550	3,000	683	1.45	437	45.1	983
11	1,044	211,586	3,046	698	1.44	412	39.5	1,292
12	1,030	207,296	3,065	711	1.48	422	41.0	1,233
13	975	200,813	3,004	714	1.50	422	43.3	1,135
14	950	191,862	2,881	692	1.50	386	40.6	1,112
15	956	190,181	2,874	681	1.51	397	41.5	1,063
16	1,009	202,601	2,923	706	1.44	409	40.5	1,130
17	1,032	205,280	3,103	751	1.51	436	42.2	1,049
18	1,064	212,427	3,305.5	806	1.56	463	43.5	1,001
19	1,119	219,566	3,436.5	841	1.57	510	45.6	998
20	1,143	225,877	3,567.5	869	1.58	519	45.4	1,102
21	1,119	223,891	3,504.0	853	1.57	506	45.2	1,051
22	1,124	226,985	3,679.0	887	1.62	532	47.3	994
23	1,096	235,621.5	3,770.5	963	1.60	504	46.0	998
24	1,164	243,555.5	3,975.5	1,004	1.63	540	46.4	947.5
25	1,339	261,439.5	4,461.5	1,121	1.71	576	43.0	1,258.0
26	1,364	264,773.0	4,596.5	1,139	1.74	623	45.7	1,177.5
27	1,392	269,852.0	4,830.5	1,169	1.79	648	46.6	1,122.5
28	1,411	274,609.0	5,173.0	1,229	1.88	706	50.0	1,061.0
29	1,396	276,310.0	5,357.5	1,158	1.94	742	53.2	972.0
30	1,525	285,714.0	5,844.5	1,192	2.05	750	49.2	1,218.5

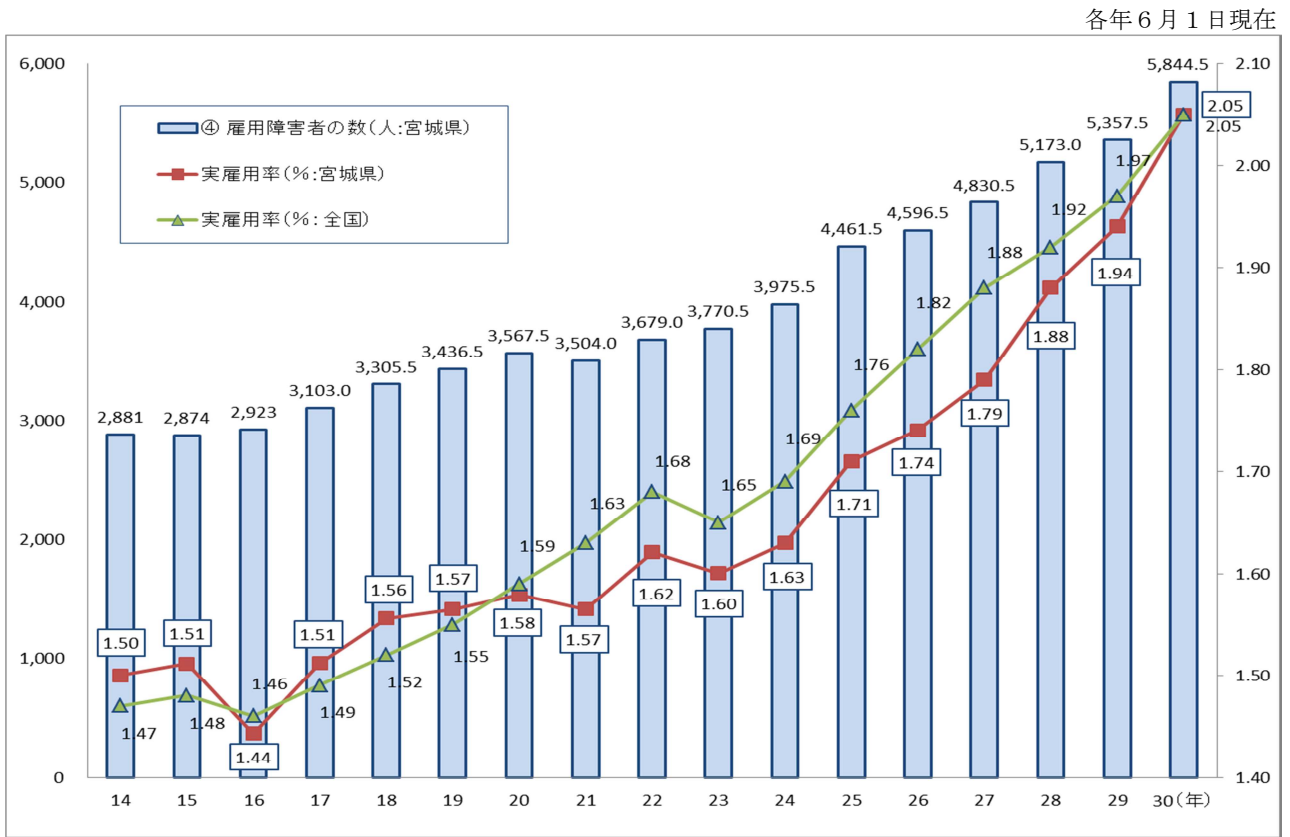
(注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

- 昭和63年～平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
- 平成5年～平成17年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者。
- 平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）
- 平成23年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- 平成30年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）精神障害者である短時間労働者は条件により0.5⇒1カウント（条件は第1表（注）4と同じ）

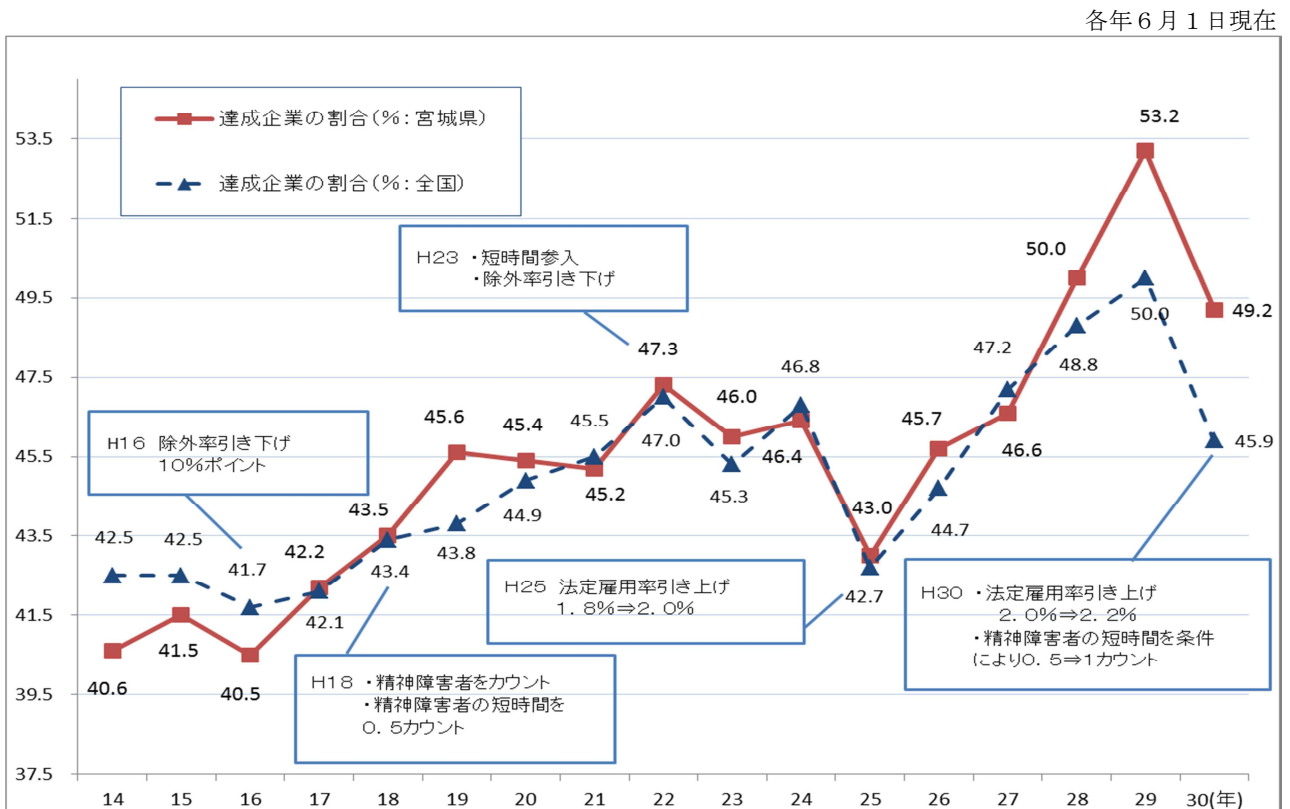
－ グラフ －

一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数

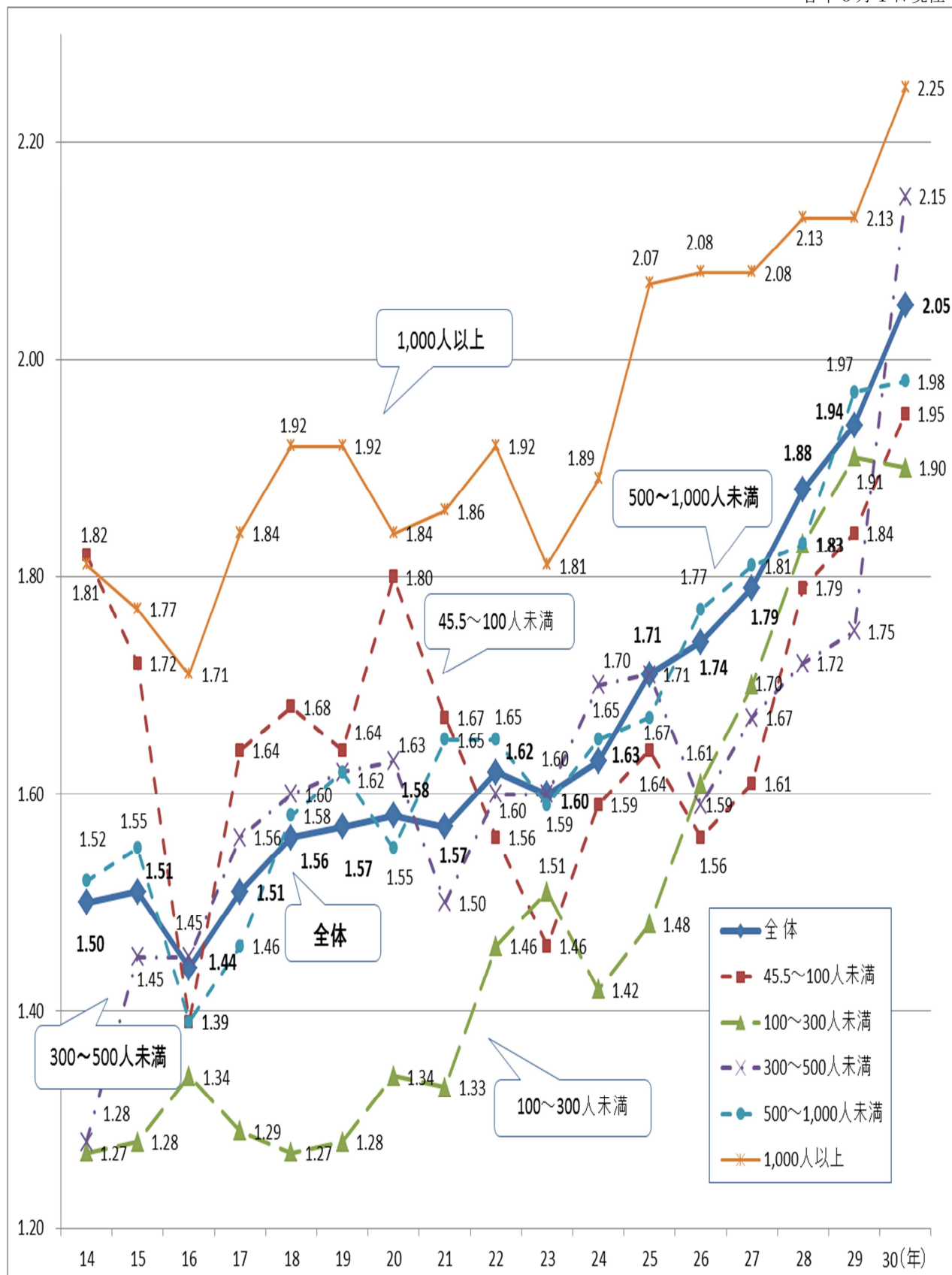


(2) 達成企業割合



(3) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



※24年までは56~100人未満

Ⅲ 障害者の職業紹介状況の概要

平成 30 年度の職業紹介状況は、新規求職申込件数が 3,976 件となり、対前年比で 454 件、12.9%の増となった。身体障害者は 1,190 件と対前年比で 79 件、7.1%の増加、知的障害者は 667 件で同 21 件、3.3%の増加、精神障害者が 1,775 件で同 284 件、19.0%の増加、その他の障害者（発達障害者、難病、高次脳機能障害）が、344 件で同 70 件、25.5%増加した。

就職件数は、1,848 件で、前年比で 131 件、7.6%増加した。身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者の全てにおいて増加した。

有効求職者数は、4,100 人で、対前年比で 95 人、2.4%の増加であった。身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者の全てにおいて増加した。

障害者の就労への意欲が高まっていること、就職支援ナビゲーター等の専門相談員によるきめ細かな相談及び地域の就労支援機関等の支援体制の充実に加え、障害者雇用に積極的に取り組む企業の増加等から、精神障害者を中心に就職件数は高い水準で推移している。

第9表 産業別・職業別
規模別就職状況

(平成29年度)

産業別 職業別・規模別		就職数		知的 障害者		精神 障害者	その 他の 障害者	
		身体 障害者	重度	重度				
産 業	ABC	農林, 漁業, 採石業	10	2	5	0	11	3
	D	建設業	31	9	14	0	30	2
	E	製造業	49	19	53	5	61	20
	F	電気・ガス・水道業	1	0	0	0	0	1
	G	情報通信業	4	3	2	0	12	1
	H	運輸業, 郵便業	33	10	16	2	26	8
	I	卸売業, 小売業	54	15	68	1	124	8
	J	金融業, 保険業	10	5	1	0	5	0
	K	不動産業, 業 物品賃貸業	13	5	4	0	15	2
	L	学術研究, 専門・ 技術サービス業	11	7	5	0	30	5
	M	宿泊業, サービス業 飲食サービス業	13	7	27	2	23	8
	N	生活関連サービス業 娯楽業	15	6	25	1	20	2
	O	教育, 学習支援業	18	4	6	1	19	2
	P	医療, 福祉	114	56	124	6	194	32
	QR	複合サービス事業 サービス業	64	31	40	3	106	20
S	公務	37	8	7	0	42	11	
職 業	A	管 理	1	1	0	0	1	0
	B	専門・技術	50	34	1	0	55	8
	C	事 務	167	60	25	2	186	27
	D	販 売	20	4	32	0	55	2
	E	サ ー ビ ス	39	14	76	4	88	26
	F	保 安	14	6	0	0	8	2
	G	農 林 漁 業	18	8	34	2	41	10
	H	生 産 工 程	51	16	78	5	107	23
	I	輸送・機械運転	32	7	1	0	10	1
	J	建設・採掘	7	4	10	0	11	0
	K	運搬・清掃・包装	78	33	140	8	156	26
合 計			477	187	397	21	718	125
企 業 規 模	49人以下		155	62	107	7	249	54
	50～55人		12	4	8	0	11	5
	56～300人		123	47	109	6	183	21
	301人以上		187	74	173	8	275	45

第10表 身体障害者の
障害部位別就職状況

(平成29年度)

障害部位別		就職数	
		身体障害者	重度
1	視 覚	42	21
2	聴 覚	60	30
3	平 衡 機 能	0	0
4	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く	6	3
5	上 肢 切 断	14	1
6	上 肢 機 能	93	34
7	下 肢 切 断	10	1
8	下 肢 機 能	121	15
9	体 幹 機 能	13	2
10	脳病変上肢機能	3	1
11	脳病変移動機能	3	1
12	心 臓 機 能	47	37
13	腎 臓 機 能	35	31
14	呼 吸 器 機 能	1	1
15	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	19	0
16	免 疫 機 能	6	5
17	肝 機 能	4	4
合 計		477	187

(注)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで